

日本弁護士連合会臨時総会報告

2007年12月6日 於・弁護士会館2階講堂（クレオ）

日本弁護士連合会臨時総会は、2007年12月6日（木）午後0時30分から、東京都千代田区の弁護士会館2階講堂（クレオ）において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席415名、代理出席6,857名、会出席49名の計7,321名であり、外国特別会員の出席は、本人出席はなく、代理出席5名であった。

総会は明賀事務総長の司会で午後0時30分から始められ、まず、平山正剛会長から、議事規程第2条に基づき開会宣言と挨拶が述べられた。会長の挨拶では、13の議案について、十分な審議をして頂きたい旨依頼があった。

続いて、正副議長の選任手続がなされた。

議長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、高見之雄会員（第一東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、ほかに意見はなかったため、会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、平山会長は、議長に山田勝利会員（第二東京）、副議長に橋本桂子会員（東京）及び新里宏二会員（仙台）をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

その後、議事規程第5条に基づき、会長から議案が提出された。

議長は、本総会の出席者につき、現在集計中のため、後刻報告する旨述べた。

議長から議事録署名者として、林史雄会員（東京）、太田恒久会員（第一東京）及び行方美彦会員（第二東京）の3名が指名された。

議長は、議事に入る前にいくつかの注意事項等を述べ、また、本総会の議事は、会則第54条により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

平山会長から、第1号議案及び第2号議案、第5号議案から第7号議案まで、第8号議案から第10号議案まで、及び第11号議案から第13号議案までは、それぞれ関連する部分があることから、4つのグループにまとめて一括上程させて頂き、第3号議案と第4号議案は格別にご審議頂きたい旨の申し出があった。

〔第1号議案〕会則中一部改正（第95条第2項追加・会費減額）の件

〔第2号議案〕弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件

議長は、第1号議案「会則中一部改正(第95条第2項追加・会費減額)の件」及び第2号議案「弁護士法人規程(会規第47号)中一部改正の件」を一括して議題に供する旨宣した。また、全ての議案について朗読を省略したい旨を議場に諮ったところ、異議がなかったことから、全ての議案の朗読を省略することになった。

加毛修副会長から、次のとおり第1号議案及び第2号議案の趣旨説明及び提案理由の説明がなされた。

まず、第1号議案の一部訂正を行った上で、「日本弁護士連合会及び各単位会には弁護士自治が保証され、それを維持するためには強制加入団体であることが不可欠である。弁護士の自治が保証されることは国民の権利擁護のため必要であり、司法改革を推進する上でも重要である。日弁連及び単位会の主な収入源は弁護士からの会費であり、正当な理由なく長期間会費の支払いを滞納した場合には懲戒事由と

なることもある重要な問題である。経済的な事情により会費が払えないために弁護士登録ができない者や会費滞納者が増加した場合、弁護士会の強制加入制度の見直し問題に発展する可能性もあり、弁護士自治の維持に重大な影響を及ぼすことになる。規制改革会議において一部の委員から「弁護士自治は不要である」との意見も出ている。この考え方は、弁護士業を一般サービス業と同列に置いて、自由競争原理の下に置くというものであり、弁護士の使命を全く考慮していない。したがって、弁護士自治を守るためにも会員の会費額について十分に検討していくべきであり、本改正案は新規登録弁護士を対象としたものであるが、今後引き続き検討したい。

ところで、近時司法修習生の人数が増加し、新規登録弁護士も非常に多くなってきたが、登録直後の年収低下状況にあり、日弁連弁護士業務総合推進センターのアンケートによると、59期の新規登録弁護士の年俸は約60%近くが600万円から699万円であったが、60期の場合には半数以下が600万円未満という結果が出ており、年俸を比較すると60期の年俸が相当程度減少している。更に会員からも新入会員の会費を相当期間減免、減額するべきであるという声が出ており、東京弁護士会のグループからの意見書提出や本年度定期総会における会員からの質問があった。登録直後の弁護士が当初から弁護士業務、会務、研修などを円滑に行うことができるよう、修習終了後の限られた期間において本会の会費を前述のとおり減額することが相当であると考えている。単位会によっては、若手会員の会費減額を会則上規定しているが、単位会の会費減免についての規定改正は、日弁連常務理事会の承認事項であり、日弁連も長期間にわたり若手会員についての会費を減額することを承認してきている上に、若手会員が会費軽減措置により差別されたり権利が侵害されたとの事実は全く報告されていない。今回このような会費軽減措置を講じても、登録直後の弁護士人数増加により、会費収入総額は以前と同様に確保することができ、会務の執行水準を維持できる。参考資料2を見ても分かるとおり、シミュレーションによっても体制に影響はない。日弁連の一般会費については、今まで議論されたことはほとんどなかったが、法曹養成制度が改革され、ロースクール制

度が発足し、その学費の負担及び前述したとおり、新規登録弁護士の給与水準の低下と今後予想される就職状況、近い将来司法研修所が貸与制になることなどを鑑みると、今後とも新規登録弁護士の経済的環境はより厳しくなると考えられる。このような状況下において、1か月7,000円の会費減額はささやかな支援にすぎず、業務の拡充や研修の充実を図る中で積極的な支援を今後も引き続きしていく必要がある。」

第2号議案については、「技術的な改正であり、今般会則第59条が改正され、同条に第2項が追加されたことにより、弁護士法人の会費の額の算出の基礎となる一般会費の月額は、第95条第1項に規定されている金額であることを明確にする趣旨であって、実質的な内容の改正ではない。」

続いて、質疑に入った。

藤井克己会員(福岡県)「若手会員のみならず、先進会員についても減免について今後検討される意向があるのかどうか。」

加毛副会長「日弁連あるいは単位会の会費は、弁護士自治を支える重要な問題であり、ご指摘の点は今後とも重要な問題として検討していくべき問題である。」

寒竹理江会員(東京)「まず、新人の所得低下は、3,000人増員を決議し、それに向けて年々会員数を増加している結果生じていることであって、そのような増員問題の見直し、適正な数への減少を検討することなく会費の減額のみを決議するのは本末転倒ではないか、次に、会員数が増えているということは、それだけ組織運営にかかるコストも増えているはずであるが、必要もない額を徴収されているのであれば、私どもの分も下げて頂きたいがその点についてどのように考えているか。」

加毛副会長「会費につき、その時々状況に応じて適正な金額を算出し、それを徴収していき、適正に運用していくというのが当然の前提であり、日弁連の全財務内容を確認・検討した上でこのように選択したと回答し、法曹人口問題を担当する藤井副会長から、法曹人口は、国民の視点で、社会的な法的なニーズとそれから法曹の質の観点から決定されていかなければならないものであって、その検証作業を進めていくというのが日弁連の姿勢であり、増加している現実に対しどう対応するかというのが本議案の問題であって、根本的な法曹人口についてどうなのかとは別問題であり、本議案は2年間会費を半額することによって、若手会員が研修、公益活動など十分に活動して欲しいとの明確なメッセージである。」

元永佐緒里会員(滋賀)「現に新規登録弁護士が生活に困難な状況にあるのか、一定年数弁護士経験を経ている弁護士も経済的に苦しいのかとのデータがあるのか。」

加毛副会長「本件議案は新規登録弁護士に対する議題なので、それ以外の統計は取っていない、ただし、国選弁護費用のときの調査で約4,000人のデータが出ており、平均値として総収入が3千数百万、所得が1,500万円から1,600万円となっているが、これは熱心に会務、仕事をやっている方なので、全国平均より相当高いのではないかと、60期は、400万から700万円位で、400万円台、500万円台が約20%ずついて、そういう状況から給与水準が下がってきており、側聞によると、先輩の事務所に籍を置いて仕事をする、勤務できないから自宅開業、あるいは、同期と一緒に開業するなど聞き及んでいるが、全国的にどの位の数字かは現段階では把握していない。」

吉田孝夫会員(宮崎県)「現在開業している弁護士については、資料がないとのこ

とであったが、どういう所得分布になっているかを調べなければ、新入会員の所得を提示されても検討することはできない、どうして7,000円にする案が出てきたのか、具体的な積み上げられた数字というのは全然示されておらず、7,000円だけ減らせば問題が解決するものではなく、生活が苦しくてやっていけないのであれば、弁護士登録をしなければよく、修習が終わったら必ず弁護士登録しなければならないものではない。根本的な対応策を考えたことがあるのか聞かせて頂きたい。」

加毛副会長「7,000円を減額すれば全ての問題が解決するとは一言も申し上げておらず、具体的なデータは、59期と60期の給与水準を比較して説明した。また、既存弁護士に対しては、国選弁護費用の調査のときの約4,000人の会員のデータを考慮しており、今後、経済的な事情により弁護士登録が難しいという人が出てくるかもしれないが、そういった問題も各単位弁護士会の方で真剣に考えて頂きたい、先ほど福岡の先生からのご質問があったが、我々の自治権を守り、強制加入団体を守っていく要である会費問題をこれを契機に全国の先生と協力、議論し、ご意見を伺いたい、と回答された。また、法曹人口が増えていくことの根本には社会のあらゆるところで法の支配なり法の理念が行き渡り、社会生活上の1つの柱になるべきであり、そのために弁護士がいろいろな役割を果たすべきだという考え方が前提にあり、その中で、例えば、企業であるとか行政であるとか、いろいろなところへ弁護士の業務というのは、業革シンポを初めとしていろんな形で弁護士会としては作業を行っており、法的ニーズが満たされているかということについても、実態の調査など総合的に整理しながら進めていこうとしている、法曹の質に関しても、客観的な手法で弁護士内部から、あるいは市民の側から検証していこうという作業を今年から始めており、いろんな形で総合的に見ながら判断を進めていくことになるのではないか。」

続いて、第1号議案及び第2号議案について討論に入った。

三藤省三会員（熊本県）「当弁護士会にて実務修習をしている修習生に聞くと、ロースクールに通うにあたり、大方奨学金を利用しており、奨学金の上限である28万7,000円でやりくりしていて、弁護士になってから返済しなければならないとのことであった。司法修習も次年度から貸与制になるとのことから、その分も加えると弁護士になったときは1,000万円位の負債を背負った形となり、多重債務者だということになりかねない危機的な状況が迫っている。大量の合格者が出て弁護士になってくる時代を迎えるにあたって、会費の減額は前向きにならざるをえない。先ほど、宮崎の先生が金がないなら弁護士になるなどの話も出たが、弁護士を目指して入ってくる後輩を温かく迎え入れて後進を育てる余裕をもって対応することが必要な時期である。」

中本源太郎会員（東京）「今回の議案の理由が簡潔すぎて中身がなく曖昧で無責任である。会則改正という非常に重大な決定を行うにもかかわらず、その理由がわずかに9行しかなくごまかしである。第1に、人ごとのように司法修習生や新規登録弁護士が多くなったことが書いてあるが、誰がこれに賛成したかが触れられていない。日弁連が3,000人増員を是認したからこうなっている。弁護士の本来業務、会務あるいは研修が円滑にできない事態を招いたのは日弁連の歴代執行部であり、何ら責任を感じていない。それから、修習直後の勤務弁護士の給与の低下傾向にあるという点については、ノキ弁はどうなったのか、その実態を議案書のとおり受け止めていいのか疑問である。先進会員、病気を抱えている会員の会費減額について触れられていないことにも疑問を感じる。第2に、7,000円の減額は、処方箋にはなり得ない。7,000万円下げたからとといって会務や業務がやれるわけではなく、これは今回の事態を招いた執行部が責任を免れるための誤魔化しに過ぎない。この事態の解決の早道は、3,000人激増策を即中止することにある。日弁

連の政策そのものを見直すことを開始するべきである。大野正男さんの『講座・現在の弁護士』に書かれていることと同じことが現在行われている。」

元永会員(滋賀)「滋賀弁護士会会長として、会内で討論した結果を踏まえて反対の意見を申し上げる。まず、1号議案の内容は、会員にとって基本的な権利・義務を会員によって異ならせる面があることは否定できず、会員が同一の権利・義務をもって、同一の発言権をもって1つの統一体として活動するといった会の基本原則を取り崩してしまふ。いろんな層から減額の声が出て、会務そのものが保たれなくなり、日弁連として強制加入制、弁護士自治を守るといった点から却ってマイナスになるのではないか。また、微々たる減額が会務を保証することに繋がるのか疑問である。次に、新規登録弁護士について会費を減額する立法事実があるのかという点である。先ほど新規登録弁護士ではない弁護士との比較では緻密なデータがないとの説明であったが、会内の議論でも、新規登録弁護士でも収入がある人はあり、片や年数を経ている収入がない人もあるので、新規登録弁護士が一概に減額を要する生活状況にあるか疑問である。更に、7,000円の減額の効果はあまりにも微々たるものであり、関連して、司法修習生の給費制から貸与制への移行につき、新人弁護士が苦しくなり、弁護士が富裕層のみに偏ってしまうことにつながりかねない。」

藤井会員(福岡県)「第1号議案に賛成であるが、今後継続的に会費問題、財産問題も検討していかなければならない。また、先進会員についても今後の検討課題にして頂きたい。大量増員の時代を迎え、仕事量も減少傾向にあり、特に裁判実務を中心とした業務を行ってきた先進会員は、新しい業務分野に転身することが非常に困難である。収入を確保するために、いわゆる提携弁護士になる会員、年金から会費を納めている会員が発生している。弁護士会の会費が高額になっていることから、裁判官、検察官、公証人等を定年退職した法曹の弁護士登録も減少傾向にある。こ

これは後からの法曹一元がなくなっていることを意味する。新人会員だけではなく、高齢会員も日弁連はフォローすべきであり、仕事ができなくなれば弁護士登録を辞めればよいというのはあまりにも冷たい対応であり、老人に優しい日弁連といった時代を迎えなければいけないと思う。そこで、少なくとも年齢が満70歳に達し、かつ弁護士登録の期間が通算して20年以上である会員については、会費を免除すべきである。」

小川修会員(埼玉)「何でみんな反対するのか考えたところ、中本会員のおっしゃるとおり元々がおかしい。今時の司法改革のパラダイムは市場原理、ところが議案は共生原理、だから矛盾を生じている。今からでも遅くないので、真剣に考えて頂きたい。自民党の衆議院議員である弁護士の話によると、この司法改革は、現場感覚ゼロであり、国民や市民だと言うけれど、決めているのは中坊、宮内、安岡のたった3人が国民の面をかぶってやっているだけで、何で日弁連ともあろうものがやすやすと騙されるのかということであった。」

井堀哲会員(第二東京)「まず、収支のシミュレーションがしっかりなされているのかを言いたい。質の維持と言うことで研修制度を行うとすると当然支出も伸びることになり、若手だけでなく先輩方も生活に苦しいから何とかしろということになると、必ず収支のシミュレーションが崩れてくる。次に、若手がこれだけ苦しいということを知りながら、何故見直しをしないのか。大野正男先生の『現代の弁護士』にも大增員されたときのことが記載されている。」

古田邦夫会員(大分県)「弁護士会は平等、公平、公正を大事にしなければならない。加毛副会長の説明の中にも平等が実現されていない矛盾がある。59期でも500万円以下、60期でも700万円以上の方がおられるのに、それなのに何故60期ゆえに会費を半減し、59期はたとえ収入が少なくても半減されないのか。こ

ういう不平等な制度を導入する際には、本当に実質的な平等が図られるように、例えば所得証明を出させて検証するとか、先進会員も含めて全ての弁護士に適用ができるような内容にすべきである。大分県弁護士会では、会全体として会費は所属事務所が払うという形で若い人たちを支えている。こういう中途半端なあまり役に立たない制度で平等原則を破るのは絶対に反対である。」

森川文人会員(第二東京)「新規登録弁護士と直接話をしたところ、いずれの弁護士も会費は所属事務所持ちであると言っていた。現実に100万円単位で収入が減るにもかかわらず、7,000円の減額はどのような意味を持つのかというただのポーズ、アリバイ、ごまかしに過ぎないことは明確である。これは2000年の臨時総会において、3,000人増員路線を受け入れた際に、必要な検証をしなかったことの自白と受け取られる。そして、執行部はそれを見直し反対するという方針を出さない。弁護士の激増は、弁護士自治の崩壊を促し、民衆のためにはならない。企業等にアンケートをとっても6,174団体中、採用を考慮してもいいとの回答は85団体、1.3%程度であり、ニーズが掴めない。民衆単位でも、都会であふれた弁護士が更に過疎地であふれるだけで、合理的とは言えない。抜本的に3,000人激増路線を明確に反対しないで、7,000円の減額でごまかそうとの本質的な欺瞞があり、これは弁護士会として反対するしかない。この激増路線のために、大きな社会的弊害が起こっており、新人の就職難、貧困化、司法試験問題の漏洩、多数の二回試験不合格者など社会問題になっている。」

川村理会員(東京)「本件議案は、弁護士増員決議を前提としたもので賛成できない。弁護士・法曹人口激増政策は、いわゆる新自由主義が欲しているからであり、そこにおける自由は大企業の自由であって、個人の自由ではなく、人権等に取り組む弁護士は邪魔者だから力を弱めてしまおうという発想があり、我々弁護士に対する攻撃以外の何ものでもない。日弁連執行部がよく言うような、社会の隅々まであ

まねく弁護士を配置して人権救済をということではない。弱肉強食の規制緩和社会の結果、日本がどうなったかを見れば、いやしくも人権擁護を使命とする弁護士がその流れに酌みすべきではない。最近、生活保護を打ち切られて死んだ人がいるがこれは新自由主義の帰結である。また、グローバリズムによって、アフリカあたりでは却って失業者、飢えた人民が増加している。弁護士は新自由主義と戦うべきである。新自由主義者たちは、その経済合理性のゆえであれば戦争をも厭わない。我が国の改憲、戦争国家の傾向も明らかにこうした事態に備えてのものであり、弁護士はかかる傾向に断固反対するべきである。法曹人口増員政策については、その存在をかけて戦うべきである。」

浅野史生会員(第二東京)「何で法曹人口増大に日弁連が突っ走ったのか、その責任が問われなければならない。弁護士が増えたからと言って世の中が良くなるわけではない。戦争、貧困、リストラ・解雇、過労自殺がなくなるものではない。3,000人路線を強引に進めて、会費減額しろと言うのは単なるごまかしであり、辞めて頂きたい。この議案は3,000人路線を追認し、下支えする非常に悪辣な議案だと思う。」

鈴木達夫会員(第二東京)「本議題は、会則、会費を減免するという会則上非常に大事な問題を例外的に減免するということを論じている場であり、当事者である若手の意見を聞くべきであって、浅野氏の言うとおり逃げ切りを許すあなたたちに議案を出す資格はない。川村さんが言ったように、日弁連の力を弱めようとし、また、安く使い勝手のいい、いつでも使い捨てられるビジネス弁護士を大量に輩出するという弁護士に対する攻撃である。中坊さんは政府・権力の手先として日弁連の会員の運命を売り渡した。本議案は、責任逃れであり、こんな中途半端なものを出さず、政府と対決すべきである。」

高山俊吉会員(東京)「本案は、船の船底に穴を空けて、船が沈没していくという状況になり、そのときに泳ぐ力の弱そうな人にあまりできのよくない浮き輪を渡してやろうという印象を受ける。船を沈没させたのは、中坊公平元日弁連会長であり、この人が会内合意がないにもかかわらず、3,000人を約束してきた。現会長は、その当時の筆頭副会長であり、責任を取って会長になったとのことであるが、その責任が7,000円である。おかしさの中に弁護士業務を崩壊させる狙いがある。日弁連が真っ当な議論を行うような組織に一度再生する必要があると思っている。」

神洋明会員(第一東京)「賛成する立場から意見を述べたい。反対論は大きく分けると、1つは、会員の平等原則に反するのではないか、2つ目は、司法改革が間違っていたのであるから、それを何の批判も反省もせずに会費を下げることで良いのかという2つの立場があったように推察する。昨年度の初任給調査の結果、ノキ弁、タク弁、即独立型と言ったいわば保証給が全くない新入会員は、昨年度はなかったと聞いているが、これに対して今年度の調査によると、最も多い給与額は600万円台であったものの、それはわずか35%に激減しており、更に700万円台、800万円台も大きく減少し、全体として500万円以下が激増している。しかもノキ弁、タク弁、即独立型という立場の若い会員が8%程度、これは100人を超えると聞いている。この経済状況に鑑み、微々たるものかもしれないが一定期間会費を減額してあげるのは、日弁連の姿勢として人道上やむを得ないものではないか。確かに本来会費額を含めた全てについて差を設けるべきではないということは非常によく分かるが、今回は困っている若手会員のために、緊急避難的に実質的な平等に近い結果を与えようというものだと考える。今回の若手会員の会費減額は、日弁連会費であり、単位会の減額措置につながるものではない。また、法曹人口増加に対し批判することなく減額すべきではないとの意見に対しては、日弁連として今何もしなくてもいいということではなく、このまま手をこまねいて待っていればいい

のかということについては危惧の念を持っている。法曹人口問題はまた別の場で議論すべきである。現に私自身、第一東京弁護士会の中において同じ考えを持つ多くの会員とともに、2010年、このまま3,000人でいいのかどうかということも議論している。いわば関弁連、中部弁連、愛知県弁護士会が行ったようなことをみんなが全部やって日弁連を動かしていくしかない。」

中野惇会員(岡山)「多くのイソ弁は事務所から出して貰っていることから、会費の減額はボス弁の出費を減らすだけであり、また、法テラススタッフの会費は法テラスが別途負担するので、関係がない。新入会員のうち5%のために一律に減額をする必要はなく、困っている人にはきちんと対応すれば良い。また、財政的に大丈夫というが、一方では委員会予算はかなり厳しくしていて、非常におかしい。」

武内更一会員(東京)「一番大事なことはやはり激増の結果である。新人だけではなく多くの弁護士の生活基盤の崩壊がはっきりしている。3,000人増員計画は、10年後には4万人、そして20年後には5万人という形で増えていく計画であり、直ぐに今の弁護士の人口数の倍になる。弁護士が企業、自治体、国に入っていくということになると人権擁護をする弁護士を増やすという意味にはならない。自分は独立すれば一人の弁護士としてやっていけるんだという気概があればこそ、企業、自治体、国と対決し、上部の方針とも対立できる。検事や裁判官も弁護士登録ができるから独立が担保されている。まさに日弁連が今やっていることは、司法改革と称しながら、実は官僚司法制をどんどん強化していく構造にある。7,000円の減額を仮に決めたとしても、弁護士の数は飛躍的に増えていき、経済状況はもっと悪くなることは誰も否定できないが、会費はどうなるのか、日弁連はなくなるのか、そこへ結びつく一步を踏み出している。今すぐこの場で2000年の総会決議を撤回することを決めるのが先ではないか。弁護士会が一丸となって対決すれば、弁護士激増政策を停止させることはできる。弁護士の激増が社会問題になっており、ど

こももっと増やせとか3,000人増員計画を堅持せよと言っている新聞はなく、言っているのは日弁連執行部と佐藤幸治元司法審会長だけである。日弁連は直ちにこの増員政策は間違いだったということを率直に認めて、2000年決議を撤回すべきであり、さもなければ現執行部は総退陣すべきである。」

鈴木茂生会員(第二東京)から、討論終結の動議が出され、可決された。

議長は、第1号議案「会則中一部改正(第95条第2項追加・会費減額)の件」につき採決に付し、挙手による採決が行われたところ、賛成多数で可決された。

続けて議長は、第2号議案「弁護士法人規程(会規第47号)中一部改正の件」につき採決に付し、挙手による採決が行われたところ、賛成多数で可決された。

〔第3号議案〕 弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程制定の件

議長は、第3号議案「弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程制定の件」を議題に供した。

村上副会長から次のとおり提案理由が説明された。

本制度は偏在解消対策地区への弁護士の定着を目指すものである。

対象地区は、第1に、地方裁判所支部の管轄区域であって、弁護士1人当たりの人口が3万人を超えるもの。第2に、市町村であって、当該市町村及び隣接市町村に法律事務所が2か所以上存在しないもの。第3に、これらに準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域で、弁護士会又は弁連が指定したものである。これは制度の硬直化を避け、柔軟な対応を可能とするために対象地区とした。

偏在対応弁護士に対する支援としては、対象地区で独立開業する弁護士に対する独

立開業支援と、将来、対象地区に定着しようとする弁護士に対する定着等準備支援を用意した。前者には経験者型と即独立型があり、即独立型については、弁護士会又は弁連による技術的支援を伴わせることとした。

次に偏在対応弁護士を養成する法律事務所への支援として、養成費の支援と事務所拡張費用の支援を用意した。さらに本制度の目玉として、弁護士会、弁連による偏在対策拠点事務所の開設を支援することとした。このように多様なメニューを用意した。

本制度は、弁護士会、弁連の申請を受けて日弁連が承認、支援するというもので、弁護士会、弁連の意見を尊重するシステムである。

弁護士の過疎、偏在の解消は日弁連の重要課題であり、本支援もその一環である。過疎、偏在問題は今なお未解決だが、弁護士人口の増加によって自然解消するものでもない。政策的に解消していくべきである。本来は国が取り組むべき政策課題であるから、今後、財政的支援の強化を働きかけていくのはもちろんである。しかし、ゼロワン地域等比較的採算のとりづらい地区への公的資金投入等の事情に配慮すると、日弁連が現時点で本制度を実施することには意義がある。

本制度は、今後5年間で地裁各支部における弁護士1人当たり人口を3万人以下にすることを目標としている。ひまわり基金が過疎対策であるのに対し、本支援は偏在対策であり、もう少し広いものである。また弁護士の養成支援と弁護士に対する技術的支援を伴う点も特色である。

その財源は、本制度に対応する特別会計を立て、他の特別会計、特別基金の整理等を原資として、本年度中に約7億円、次年度以降は一般会計から数千万円程度を繰り入れていく予定である。5年間で総額10億5,000万円を予定している。特別会費の徴収は考えていない。

本制度の本格実施に備えて、本年7月に理事会の承認を得て、パイロット事業を実施した。いずれも順調に進んでいる。これらパイロット事業で得た多くの経験を本制度の本格実施に生かしていきたい。

続いて議長は質疑に入ると宣した。

萩原繁之会員（静岡県）「規程案第2条に関し、偏在に対応する主体として弁護士法人は含まれていないのか。含まれていないとして、養成主体としては弁護士法人が含まれているのに、偏在対応主体として弁護士法人が含まれていないのはなぜか。」

村上副会長「弁護士法人を偏在対応主体とするかどうかを議論したことがなく、現時点ではペンディング状態である。今後検討したい。」

ほかに質疑を希望する者がなかったので、議長は質疑を終局し、討論に入ると宣した。

浅井嗣夫会員（福島県）「第3号議案に賛成する。福島県では2件のパイロット事業を実施した。第1に、いわき支部における即時独立型支援である。即時独立型支援では、財政的な支援だけではなく技術的支援がある。これは大変ありがたい。マスコミも興味を示し、地元3紙が取り上げた。対応弁護士にとっても宣伝になり、よかったと思う。第2に、養成事務所支援である。定着先としては相馬支部を予定している。相馬支部には3年前にひまわり公設事務所を開いたが、超多忙の状態、法律相談の予約は2か月先、3か月先でないと入らない状況である。そこで相馬支部へ行ってくれる弁護士を探したが、うまくいかない。弁護士会の執行部で費用を負担して赴任弁護士を育てようとしたのがこの3月である。そこへ本制度の話があり、大変に助かった。さらには、東北弁連の拠点事務所の開設支援も申請する予定である。これは青森県に被疑者国選に対応する弁護士が足りないという事情があり、東北弁連として対応策を検討していたのだが、そこへ本制度の話があったのである。

大変ありがたいことだった。是非、本格実施していただきたい。」

谷靖介会員（茨城県）「第3号議案に賛成する。2005年11月から水戸地裁麻生支部管内の鹿島市に、公設事務所の鹿島ひまわり基金法律事務所の所長弁護士として赴任している。管内人口22万人に対して弁護士は実働3人、つまり弁護士1人当たり7万人である。年間約400件の、主に飛び込みの新規相談を担当し、多重債務整理や、一般民事等に忙しく走り回っている状況である。相談の申込みから実際に相談を行うまでに2週間程度かかる。当地域は鹿島臨海工業地帯を背景に抱えていて、紛争が多い。弁護士の需要はあるが、カバーしきれていなかったのである。被疑者国選の本格実施には到底対応できないだろう。こうしたことから本制度に賛成する。」

向井諭会員（札幌）「第3号議案に賛成する。札幌地裁管内には裁判官が常駐しない支部、つまり非常駐支部がいくつかあるが、最近、非常駐支部の執行事件が本庁に集約された。北海道は司法過疎、司法偏在地域である。司法機能は弁護士だけでは発揮できず、裁判所、検察庁がなければ完全な司法機能を発揮できない。非常駐支部の執行事件を本庁に集約したことで支部の司法機能が低下した。数年前の簡裁統廃合と同じことである。本制度には賛成だが、これに尽きることなく偏在対策を講じるよう、裁判所、検察庁に働きかけていくことも必要だろう。そして廃止された簡裁の復活を求めるなどの取組みも必要だろう。」

菅田貴博会員（福島県）「第3号議案に賛成する。自分は司法修習を終了した後、直ちに地元で開業した。開業に当たっては、いきなり仕事をこなせるのかという技術面での不安があった。そこへパイロット事業の話があり、渡りに船とばかりに申し込んだ。本制度は、経済的支援よりも技術的支援が魅力的である。お金よりスキルの問題が大きいのである。技術的支援としては、無料法律相談への経験弁護士の

同席、接見への同席、共同受任、マンツーマン研修などがあり、大変に助かっている。開業して2か月が経つ。この間、マスコミ報道もあり、予想より多くの依頼者、相談者があつた。自分以外でも、実は地元に戻って仕事をしたいと考えている者は多いのである。しかし、いきなり開業するのは不安である。さりとて就職先は少ない。そこで大都市で第一歩を踏み出すが、そうすると全てを捨てて地元へ戻ることはなかなかできない。こういうわけで、本制度は大変有意義なものである。」

村田知彦会員（仙台）「第3号議案に賛成する。私は東北弁連の代表幹事である。東北では23のひまわり基金法律事務所が開設中、あるいは開設準備中である。しかし、働いているのは大都市圏から派遣された弁護士ばかりである。かねがね他会にばかり頼るのではなく東北で自ら養成した弁護士を派遣できる体制を作りたいと考えてきた。そこで東北弁連の独自予算による都市型公設事務所開設を検討していた。そこへ本制度の話があつた。そこで検討中だった独自予算による都市型公設事務所を本制度による拠点事務所に沿うように変容させて、やまびこ基金法律事務所として開設準備中である。就職説明会でも紹介している。修習生の関心も高く、初年度の採用予定者数を上回る打診がある。東北弁連としては、今後、この拠点事務所を核として過疎、偏在問題への取組みを強化していきたい。」

長谷川直彦会員（東京）「第3号議案に反対する。そもそも弁護士の偏在が生じた原因は資本主義にある。資本主義の負の遺産である過疎、過密を促進したのは新自由主義である。新自由主義の下では地方の過疎がいつそう促進されるのである。地方中核都市でもシャッター通り商店街など、過疎が進んでいる。こうしたことには国が対策を講じるべきで、日弁連がやるべきことではない。国に対して無批判的に事業展開することには反対である。」

萩原会員（静岡県）「第3号議案に賛成する。しかし、本制度をより充実したも

のとするために、第2条の「弁護士」の後ろに「弁護士法人」という文言を加えるべきである。弁護士法人は盲点だったようだが、より充実した偏在対策とするのであれば、弁護士法人をも対応主体として取り込むべきである。先延ばしにするのではなく、本日、決議したほうがよい。こちらから修正案を出すのではなく、執行部から修正提案できないのか。」

村上副会長「法人についてはもう少し慎重に検討したいので、本日は原案で審議願いたい。」

萩原会員（静岡県）「了解した。」

吉田会員（宮崎県）「第3号議案に反対する。個々の弁護士のがんばりは結構なことである。しかし、国が地裁、簡裁の統廃合方針で裁判所をどんどん減らしていった。国策として地域偏在解消対策をとっていない。どうして日弁連が自ら対応しなければならないのか疑問である。技術的支援がありがたかったという意見があったが、これは3,000人問題と関連している。もともと修習期間は2年以上と定められていたのである。法曹一元の要請に対して、できるだけこれに近づいていくことを目指して統一修習を2年以上やることにしたのである。ところが司法試験合格者を増やしたので2年以上の修習ができず、どんどん短くなっている。特に弁護士実務修習が削られている。こういうことを放置しておいて、なぜ弁護士が全ての負担を引き受けなければならないのか。そういう問題意識を提起するため本制度に反対する。」

秋山清人会員（第二東京）「第3号議案に賛成する。過疎・偏在は資本主義の弊害で、避けがたい。しかし、過疎・偏在で悩んでいる市民がいる。弁護士はこれを放置できない。国に対する要請は当然だが、日弁連として対応しない理由とはなら

ない。」

議長は、討論を終局し、採決に入ると宣し、議場を閉鎖した。

第3号議案は目視による採決に付され、圧倒的多数で可決された。

〔第4号議案〕平成19年度一般会計補正予算、平成20年度4・5月分一般会計暫定予算補正予算及び平成19年度特別会計補正予算議決の件

議長は、第4号議案「平成19年度一般会計補正予算、平成20年度4・5月分一般会計暫定予算補正予算及び平成19年度特別会計補正予算議決の件」を議題に供した。

加毛副会長から次のとおり提案理由が説明された。

平成19年度一般会計補正予算案は、弁護士偏在解消のための経済的支援のパイロット事業及び本格事業のための補正予算案である。この財源は福利厚生基金特別会計から一般会計繰入れを経由して5,500万円、一般会計の予備経費1億円のうち5,000万円を繰り入れることで総額1億500万円である。

次に、平成20年度4・5月分一般会計暫定予算補正予算案は、平成20年度の4月及び5月分の偏在解消事業のための各種支援事業のために4,000万円の暫定予算案を組んだものである。財源は福利厚生基金特別会計からの繰入れである。暫定予算案は、従前、前年度予算額の12分の2を計上するところであるが、各種支援事業の必要性にかんがみ4,000万円とした。

平成19年度特別会計補正予算案のうち、福利厚生基金特別会計予算案は、福利厚生基金特別会計の繰越金から一般会計へ5,500万円を繰り入れて、新設される偏在解消事業特別会計へ繰り入れるというものである。次に法律援助基金会計補正

予算案であるが、これは本会計の繰越金から日本司法支援センターへの預託金として1億円を預託するためのものである。平成19年9月27日付で日本司法支援センターと日弁連との間で預託金に関する合意書が締結され、日弁連は委託援助業務の委託経費に充てることを目的とする1億円の預託金を預託することとなったのである。日本司法支援センターに委託した法律援助事業について、実際の援助件数が事業計画で想定した援助件数を上回った場合に、受任弁護士への報酬等の支払いが滞ることのないようにするための預託である。3つ目が偏在解消事業特別会計予算案であり、これは新設の特別会計である。弁護士偏在解消のための経済的支援のパイロット事業及び本格事業の実施のため、予算として1億500万円を計上し、年度内に予想される諸事業に充てるために特別会計を新設するというものである。

議長は質疑に入ると宣したが、質疑を希望する者はなかった。議長は質疑を終局し、討論に入ると宣したが、討論を希望する者もなかった。

そこで議長は討論を終局し、採決に入ると宣し、議場を閉鎖した。

本議案は目視による採決に付され、圧倒的多数をもって可決された。

〔第5号議案〕会則中一部改正（第95条の2第1項削除・弁護士補償制度廃止）の件

〔第6号議案〕弁護士補償制度規程（会規第46号）廃止の件

〔第7号議案〕弁護士互助年金規程（会規第16号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「会則中一部改正（第95条の2第1項削除・弁護士補償制度廃止）の件」、第6号議案「弁護士補償制度規程（会規第46号）廃止の件」、第7号議案「弁護士互助年金規程（会規第16号）中一部改正の件」を議題に供し

た。

加毛副会長から次のとおり提案理由が説明された。

第5号議案は、保険業法改正に基づき会則第95条の2第1項を削除し、同条第2項を第1項とするものである。平成17年4月に保険業法が改正され、保険業法及び政令で除外される団体以外が法律に根拠のない共済事業を行うことが保険業に該当することとされた。そのため法律に根拠のない自主共済事業を行う者は、保険業の免許を受けるか、少額短期保険業者として登録を受けることが必要になった。経過措置として、従前は保険業に該当しなかったが、改正により保険業に該当するとされる特定保険業を既に行っている者は、平成20年3月末日までは特定保険業を行うことができるとされている。日弁連が会則で定めて行っている共済制度である弁護士補償制度事業は特定保険業に該当すると思料されるため、今般、これを廃業するため会則の改正を行うものである。現行の弁護士補償制度はA制度とB制度に分かれていて、A制度は葬礼給付金、退会給付金、傷病給付金、災害見舞金などを支給する制度である。A制度を廃止した場合、死亡弔慰金や傷病見舞金の支給ができないのではないかという指摘があるかもしれないが、会員の福利厚生観点から一定の基準に基づき一般会計から給付を行うものとし、会員に不利益とならないよう配慮する。B制度は会員の疾病や障害時に休業補償金を支給する任意加入の制度だが、これも廃止することとした。現在、保険会社との間で同等の保険を開発できるか検討中である。

以上の会則改正に伴い弁護士補償制度を定めた会規を廃止するのが第6号議案である。附則を説明すると、施行期日は平成20年4月1日である。A制度の特別会計の資産及び負債は、そのときに一般会計に属するものとした。B制度の特別会計は平成23年3月1日まで存続させ、これに属する資産及び負債は、廃止のときに一般会計に属するものとした。

第7号議案は、弁護士互助年金規程第1条中、弁護士補償制度・互助年金委員会規則を互助年金・福祉厚生委員会規則に改めるというもので、弁護士補償制度を廃止し、新たに福祉厚生規則を設けることによるものである。

議長は質疑に入ると宣したが、質疑を希望する者はなかった。議長は討論に入ると宣した。

笹浪雅義会員（東京）「第5号議案から第7号議案までに賛成する。オレンジ共済などの詐欺まがいの無認可共済が社会問題となり、これが契機となって保険業法が改正された。日弁連が行っていた弁護士補償制度にまで改正保険業法の網をかけるのはどうかと思われ、弁護士会を除外団体とするよう各方面に働きかけた。しかし残念ながら除外されることなく現在に至っている。そうすると、日弁連が保険業を継続するには、保険業の免許を受けるか少額短期保険業者になるという非現実的な対応が必要になる。少額保険業者は認可制ではないものの、金融庁への報告義務のほか、金融庁の調査、指導を受けることになっている。つまり金融庁の監督下に入ることになるので、弁護士自治の観点からして問題が大きい。そこで現行制度は廃止するほかないと理解している。東京弁護士会でも、同様に、制度を廃止している。廃止後は、全く同じというわけではないが、A制度に対応するものとして、死亡弔慰金等の一般会計からの支給がある。B制度に代わるものについては、保険会社と調整中だと聞いている。したがって、現行制度を廃止することが会員の福祉に重大な影響を及ぼすものではない。よって、賛成する。」

ほかに討論を希望する者がなかったので、議長は討論を終局し、採決に入ると宣し、議場を閉鎖した。

まず、第5号議案が目視による採決に付され、3分の2以上の賛成をもって可決

された。

次に、第 6 号議案が目視による採決に付され、過半数の賛成をもって可決された。

最後に、第 7 号議案が目視による採決に付され、過半数の賛成をもって可決された。

〔第 8 号議案〕会則中一部改正（第 9 5 条の 4 ・会費免除）の件

〔第 9 号議案〕出産時の会費免除に関する規程制定の件

〔第 1 0 号議案〕外国特別会員基本規程（会規第 2 5 号）中一部改正の件

議長は、第 8 号議案「会則中一部改正（第 9 5 条の 4 ・会費免除）の件」、第 9 号議案「出産時の会費免除に関する規程制定の件」、第 1 0 号議案「外国特別会員基本規程（会規第 2 5 号）中一部改正の件」を議題に供した。

加毛副会長から次のとおり提案理由が説明された。

第 8 号議案の附則第 2 項に「会費」とあるのを「会費及び特別会費」と訂正したうえで提案する。第 8 号議案は、弁護士会員が出産する場合の会費などを全額免除することとする会則改正案である。第 9 号議案は、会費免除に関する規程を設けるもの、第 1 0 号議案は外国特別会員についての同趣旨の改正案である。

これらの議案は男女共同参画社会の形成を促進し、次世代育成支援対策推進法の趣旨及び労働基準法上の母体保護の要請の趣旨に対応するため、日弁連として、女性会員が安心して産前産後期間を過ごせる体制を実現しようというものである。既に 3 0 以上の弁護士会で導入されている。遡及適用としたのは、免除対象者の数は多くなく、会費返却の事務的負担も少なく、出産時の会費を免除するという趣旨からしても、できるだけ早く適用させるのが相当と判断したからである。

議長は、質疑に入ると宣したが、質疑を希望する者がなかったので、質疑を終局し、討論に入ると宣した。

田下佳代会員（長野県）「第 8 号議案から第 10 号議案までに賛成する。本年 1 月 19 日、長野県において、日弁連男女共同参画推進本部の全国大会が開催された。女性会員の就職の問題や出産育児問題等について活発に議論された。子どもを持ちたいが仕事との両立が困難という意見や、出産、育児中に事務所経費を賄えるか心配という意見が多く出された。若い女性会員からは、「研修所の同じクラスの女性のうち 11 人が弁護士となったが、妊娠、出産を機に既に 3 人が登録を抹消した。自分も悩んでいたが、子どもを諦めてからは悩みが解消した。」という厳しい現実の報告もあった。出産が女性会員の収入に影響することは避けられない。今回の会費免除措置は女性会員が弁護士として活動していくうえで大きな手助けとなる。それだけではなく、今後、女性会員がどんどん増えていくことを考えると、日弁連が会として女性会員を支援していく体制を整えたことには大きな意義があると思う。現在、多くの弁護士会で同様の措置がとられているが、日弁連がこのような制度を設けたことは、こうした制度を導入していない弁護士会が同様の取り組みをする大きな弾みになると思う。」

ほかに討論を希望する者がなかったので、議長は討論を終局し、採決に入ると宣し、議場を閉鎖した。

まず、第 8 号議案が目視による採決に付され、3 分の 2 以上の賛成を得て、可決された。

次に、第 9 号議案が目視による採決に付され、過半数の賛成を得て、可決された。

最後に、第 10 号議案が目視による採決に付され、過半数の賛成を得て、可決された。

〔第11号議案〕小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正の件

〔第12号議案〕情報通信等特別会計規程（会規第52号）廃止の件

〔第13号議案〕会館特別会計規程（会規第33号）中一部改正の件

議長は、第11号議案「小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正の件」、第12号議案「情報通信等特別会計規程（会規第52号）廃止の件」、第13号議案「会館特別会計規程（会規第33号）中一部改正の件」を議題に供した。

加毛副会長から次のとおり提案理由が説明された。

第11号議案は、小規模弁護士会助成の基準となる会費の免除を受けている会員数（第3条）に出産等による会費免除を受けた女性会員を算入しないことを明らかにしたものである。第12号議案、第13号議案は、情報通信等特別会計を特別会計として維持する必要性がないと考え、会館特別会計に統合するものである。

議長は、第11号議案から第13号議案までについて、質疑と討論を一括して行うと宣したが、質疑を希望する者も、討論を希望する者もなかった。

議長は質疑と討論をいずれも終局し、採決に入ると宣し、議場を閉鎖した。

まず、第11号議案が目視による採決に付され、過半数の賛成を得て、可決された。

次に、第12号議案が目視による採決に付され、過半数の賛成を得て、可決され

た。

最後に、第 13 号議案が目視による採決に付され、過半数の賛成を得て、可決された。

以上をもってすべての議案の審議を終了し、平山会長の挨拶の後、閉会した。

(調査室囑託 永塚良知、同葭原敬)